

国指定名蔵^{なぐら}アンパル鳥獣保護区
指定計画書（環境省案）

平成15年8月27日

環 境 省

1 保護に関する指針等

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

国指定名蔵アンパル鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

沖縄県石垣市所在シーラ浜南端を起点とし、同所から県道石垣港伊原間線を南進し名蔵川右岸河口との交点に至り、同所から同川右岸を東進し県道石垣浅田線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み県道新川白保号線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み同県道の延長線と最大高潮時海岸線（以下「海岸線」という）との交点に至り、同所から海岸線を南西に進み観音崎西端に至り、同所から西進し観音崎西方沖合 500m の地点に至り、同所から北東に進みシーラ浜南端西方沖合 500m の地点に至り、同所から東進し起点に至る線で囲まれた区域。

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成15年11月1日から平成35年10月31日（20年間）

(4) 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

①国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

②国指定鳥獣保護区の指定目的

当地域は、水鳥類の東アジア・オーストラリア周辺地域渡り経路上に位置するとともに、亜熱帯地域における典型的な湿地であるマングローブ林を始め干潟、海浜、海面、海岸林及び原野など多様な自然環境がまとまって分布している。

このため、当地域は、シギ・チドリ類やカモ類など水鳥類の中継地、越冬地であるとともに、国内では八重山諸島以外に繁殖が確認されていないカンムリワシを始めとする猛禽類、リュウキュウコノハズクなどの森林性鳥類等、多様な鳥類の生息の場となっている。

このような多様な自然環境及び鳥類相を反映して、当地域では、水鳥類ではクロツラヘラサギ（「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物ーレッドデータブックー鳥類（環境省編）」において絶滅危惧ⅠA類）、セイタカシギ（同絶滅危惧ⅠB類）、アカアシシギ（同絶滅危惧Ⅱ類）など、猛禽類ではカンムリワシ（同絶滅危惧ⅠA類）のほかリュウキュウツミ、チュウヒ（以上、同絶滅危惧Ⅱ類）など、森林性鳥類ではキンバト（同絶滅危惧ⅠB類）、オオクイナ（同絶滅危惧Ⅱ類）などの希少鳥類が確認されている。

したがって、当地域においては、亜熱帯特有の自然環境をベースに、水鳥類だけでなく猛禽類、森林性鳥類など多様な希少鳥類が、1,000haあまりのまとまった区域で確認されているという特徴を有していることから、希少鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に基づく鳥獣保護区に指定し、その保全を図るものである。

管理方針

- ・鳥類の渡来状況のモニタリング調査を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努

める。

- ・採餌、休息時の鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、現場の巡視及び地元地方公共団体との連携による市民参加の清掃活動等に取り組む。
- ・関係機関及びN G Oなどとも連携を図りつつ、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。
- ・一部に木道等の設置を検討し、鳥類観察等の利用に当たっての利便性を図る。

2 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積 総面積 1, 1 4 5 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野	6 3 ha
農耕地	2 6 ha
水 面	9 8 6 ha
その他	7 0 ha

イ 所有者別内訳

国有地 0.02 ha

{	国有林	— ha	{	農林水産省所管	0.02 ha
	国有林以外の国有地			財務省所管	0.00ha

地方公共団体有地	8 ha	{	都道府県有地 5 ha	{	制限林	— ha
					その他	5 ha
			市町村有地等 3 ha	{	制限林	— ha
					その他	3 ha

{	制限林 1 8 ha	{	保安林 1 8 ha
			砂防指定地 — ha

私有地 1 5 1 ha	}		}	その他	— ha
		普通林		4 5 ha	
		その他		8 8 ha	
公有水面 9 8 6 ha					

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 — ha

自然公園法による地域 — ha

文化財保護法による地域 → 埋蔵文化財である名蔵貝塚群及び神田貝塚の一部が含まれるが面積については不詳。

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

沖縄県石垣島は南西諸島の南端にあり、面積は約 2 2 9 km² で、県内では沖縄島、西表島に次いで三番目に大きい島である。

同島北部には、沖縄県最高峰の於茂登岳（標高 525.6m）があり、ここから北東部及び北西部の半島へ標高 3 0 0 ～ 4 0 0 m の山々が連なっている。於茂登岳から東に流れる宮良川の流域から島の南側にかけては水田や畑地が広がり、於茂登岳とバナナ岳に囲まれた地域には名蔵川が流れ、名蔵平野が広がっている。

当該鳥獣保護区は、名蔵川下流部に位置し、マングローブ林や干潟、海浜、海面、海岸林、原野等がこの区域に含まれる。

イ 地形、地質等

名蔵川河口地域は、海に開けた窪地状の地形をなしている。この窪地に土砂が堆積してマングローブ林を形成し、海岸部には砂嘴が形成され、全体としてラグーンを形成している。

名蔵川では河口から約 3 km 上流付近の河床下まで沖積層が分布し、軟弱なシルト・粘土が堆積している。また、海岸沿いには、新期砂丘層が分布し、現世サンゴ礁堆積物の破片によって構成されている。

ウ 植物相の概要

代表的な植生はマングローブ林で、主要構成種は、オヒルギ、メヒルギ、ヤエヤマヒルギ、ヒルギモドキ、ヒルギダマシ、マヤプシキの 6 種である。

マングローブ林の後背地にはシャリンバイ、シマシラキ、ミフクラギ等が見られる。

また、浜堤上の防風防潮林としてモクマオウ林が植林により成林している。

エ 動物相の概要

当該鳥獣保護区には、マングローブ林、干潟、海域、海岸林、原野といった多様な自然環境が含まれており、これらの環境に合わせて多くの動物が生息している。

特に鳥類は、餌動物である底生生物や魚類が豊富であるため生息数が多く、35科131種の鳥類の生息が確認されている。また、哺乳類としては、ヤエヤマオオコウモリ、リュウキュウイノシシが確認されている。

魚類としては、ニシン科、サヨリ科、ボラ科等が多く、底生生物としては、キバウミニナなどの貝類、ミナミアシハラガニなどの甲殻類が多く生息している。また、両生類・爬虫類では、ホオグロヤモリ、サキシマハブ、サキシマヌマガエル等が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

- ・平成12年度 有害鳥獣捕獲許可件数 一件
- ・平成13年度 有害鳥獣捕獲許可件数 1件
加害鳥獣 カモ、バン、タシギ
被害作物 水稻
- ・平成14年度 有害鳥獣捕獲許可件数 2件
加害鳥獣 イノシシ
被害作物 サトウキビ サツマイモ

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

5 国指定鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項

- ①鳥獣保護区用制札 5 本
- ②案内板 1 基